

第七十七号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画二（南小岩六丁目景観形成地区）区域の項の次に次のように加える。

東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画三
（北口景観形成地区）区域

東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画三
区）が定められた区域

別表第一東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画三（北口地区）区域の項を次のように改める。

東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画三
（北口地区）区域

東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画三
二（北口地区）が定められた区域

別表第二東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画二（南小岩六丁目景観形成地区）区域の項の次に次のように加える。

<p>東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画三（北口景観形成地区）区域</p>	<p>（一）風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む）その他これに類するもの （二）デートクラブ</p>	<p>100m</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示する壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次のいずれか</p>	<p>100m</p>
--	--	-------------	---	-------------

東京都計 画 J R 小岩 駅周辺地区 地区整備計 画三二 (北口地区) 区域	
歩道面が ら高さ二・ 五 m 未満の 建築物の外 壁又はこれ に代わる柱 の面は、計 画図に表示 する壁面線 を越えて建 築してはな らない。た だし、鉄道 高架、高架 を支える柱 等の構造物 については、 この限りで ない。	
百十 m	

別表第二東京都計画 J R 小岩駅周辺地区地区整備計画三 (北口地区) 区域の
項を次のように改める。

(一) 落下物 防止を目的 としたひさし を支えるため の柱等 (二) 立体歩 行者通路 及びひさし とそれらを支 えるための 柱等	に該当する ものについ ては、この 限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画三について、地区整備計画の区域の一部を新たな区域として規定し、建築物の制限に係る規定を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。